

災害廃棄物に係る対応について

令和7年10月15日(水)

愛知県環境局資源循環推進課
一般廃棄物グループ



石川県珠洲市災害廃棄物仮置場(令和6年7月27日)

令和6年能登半島地震における愛知県・県内自治体の対応

❑ 災害廃棄物処理の応援体制に基づく人的派遣

- ・ 災害等廃棄物処理事業に係る事務（公費解体制度の仮申込みの受付事務）及び災害廃棄物収集支援業務

支援先：石川県、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

派遣者：県及び市町村職員（合計延べ217人）

期間： 2024年1月－12月

❑ 災害廃棄物の受入れ

- ・ 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく支援要請による災害廃棄物（可燃ごみ）の受入れ

廃棄物発生地：輪島市、珠洲市

受入者：8自治体の10ごみ処理施設

合計受入量：5,857.89t（令和7年9月末現在）

受入期間： 2024年9月－2025年9月



災害廃棄物搬入状況（画像提供：一宮市）

愛知県災害廃棄物処理計画 (2016年10月策定・2022年1月改定)

県計画(2022.1改定)の目次構成について

第1編 総則

第1章 基本的事項

- 1 本計画の趣旨
- 2 本計画の位置付け
- 3 本県の特徴
- 4 対象とする災害と廃棄物

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

- 1 災害廃棄物処理に係る基本方針
- 2 処理スケジュール
- 3 各主体の役割
- 4 組織体制・指揮命令系統
- 5 情報収集・連絡
- 6 協力・支援体制
- 7 県民への広報
- 8 他県被災地への協力・支援

第2編 災害廃棄物等処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

- 1 ごみ・し尿の処理
- 2 一般廃棄物処理施設対策

第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

- 1 災害廃棄物処理の流れ
- 2 災害廃棄物発生量の推計
- 3 収集運搬
- 4 仮置場
- 5 中間処理・再資源化・最終処分
- 6 処理困難物対策
- 7 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
- 8 環境対策

第3編 本計画の推進・見直し

- 1 本計画の推進
- 2 人材育成・訓練
- 3 本計画の見直し

第1編 総則

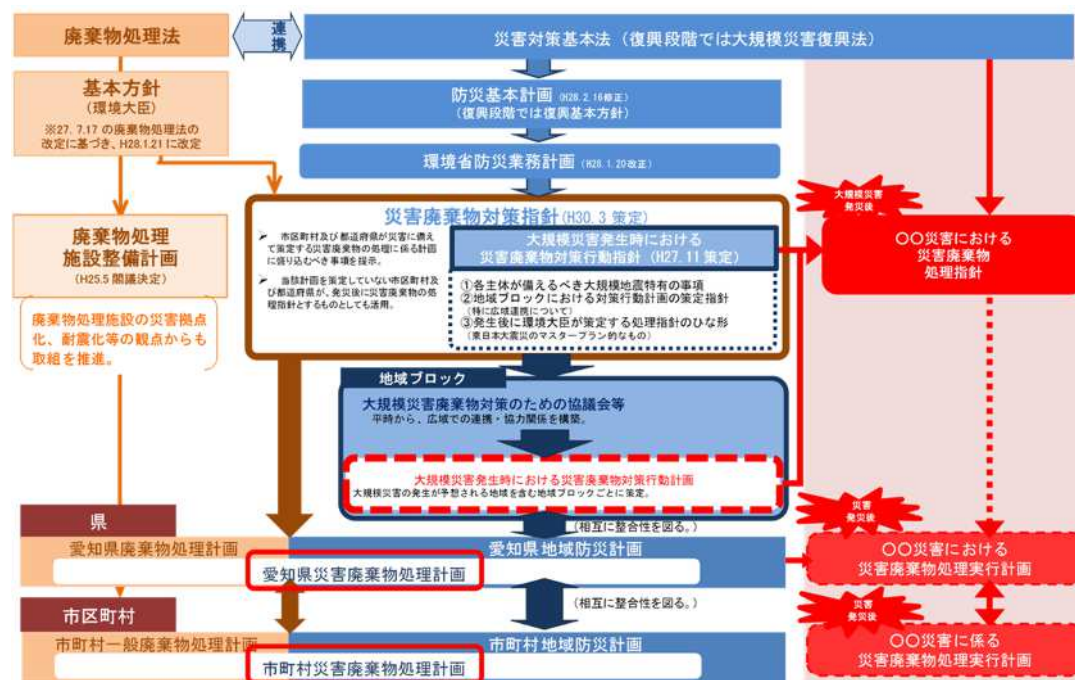
第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

- 本県における災害発生後の早期復旧・復興を果すべく、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するための計画を定める。

2 計画の位置付け

- 本計画は、環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえ、地域防災計画と整合を図りつつ、発災前の業務、発災後の応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項について、本県及び県内市町村等における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性をとりまとめたもの。
- 発災後には、発災前の計画を基に、実際の被害状況から災害廃棄物の発生状況を把握し、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定



第1章 基本的事項

3 本県の特徴

- ❑ 30年以内に南海トラフ地震が起きる確率は70%～80%程度
- ❑ 三大都市圏の一つである中京圏の中核を成し、人口規模は全国4位、製造品出荷額等が43年連続で全国一の産業県
- ❑ 濃尾平野の西部にはゼロメートル地帯も広がる

4 対象とする災害と廃棄物

対象とする災害

対象とする災害	概要
地震・津波災害	地震の揺れに加え、これにより発生する津波、火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とする
風水害、その他自然災害	台風、高潮、集中豪雨、洪水、土砂災害等

第1章 基本的事項

本計画における被害想定

- 被害想定は、本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定である、南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」とする。

※ 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたモデルである。

- 洪水、土砂災害による災害廃棄物発生量の推計では、水防法第14条に基づき指定された洪水浸水想定区域図、浸水予想図や土砂災害防止法第7条に基づく土砂災害警戒区域図等を基に実施。

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

1 災害廃棄物処理に係る基本方針

◆ 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

発生現場での分別、仮置場での選別の徹底、再資源化の促進

◆ 民間事業者との連携

民間事業者の力を最大限活用し、迅速な処理を実施

◆ 県内の市町村による連携

県内の市町村が連携し、迅速かつ適正な処理を実施

◆ 県外の市町村への支援要請(広域連携)

県外の市町村に支援を要請するため、国等と調整

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

2 処理スケジュール

- 避難所ごみ・し尿については、避難所の生活環境悪化を防止するため、発災の翌日にはし尿の収集運搬を、3～4日後には避難所ごみの収集運搬を開始し、避難所の閉鎖とともに終了する。
- 災害廃棄物の処理については、災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、可能な限り早期の処理を目指し、発災後に適切な処理期間を設定する。
- 大規模災害時には、概ね3年以内の処理を目指す。ただし、復旧・復興事業における再生資材の利用の内容や進捗に応じて柔軟に対応する。
- 発災後、国により処理指針（マスタープラン）が作成された際には、そこで示される目標期間との整合を図る。

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

3 各主体の役割

処理主体と県の役割等	内容
市町村(処理主体)	・ 災害廃棄物は原則として一般廃棄物であり、市町村がその処理の責任を担う。 ・ 一部事務組合を構成している場合、組合とも調整し、計画に役割を明示する。 ・ 被災の程度が軽い市町村や政令指定都市、中核市は、積極的に協力・支援する。
県の役割	・ 市町村への廃棄物処理の技術的支援とともに、市町村間・民間事業者・他県・国との連携体制を整備する。 ・ 甚大な被害を受けた市町村が、自らのみでは災害廃棄物の処理が困難な場合には、地方自治法に基づき、県は市町村から事務の一部を受託し、県が災害廃棄物の処理を行う。
民間事業者の協力	・ 県と協定を締結している廃棄物関係団体等は、要請に応じて協力する。 ・ 県は、国や市町村と協力して、民間事業者との連携体制の強化を進める。

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

協定の名称	協定締結者
災害時における化学物質等の調査に関する協定書	愛知県、一般社団法人愛知県環境測定分析協会
災害時におけるフロン類の回収に関する協定書	愛知県、愛知県フロン類排出抑制推進協議会
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	愛知県 愛知県衛生事業協同組合 一般社団法人愛知県産業資源循環協会 一般社団法人愛知県解体工事業協会 一般社団法人愛知県建設業協会 一般社団法人愛知県土木研究会 一般社団法人日本建設業連合会中部支部
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、各市町村、各一部事務組合、各下水道管理者

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

【地域内連携、地域間連携及び他県への応援要請の基本的考え方】

県は、被害の状況や市町村からの要請に応じて、地域ブロック内、地域ブロック間又は他県への応援要請に関する総合調整を行う。

市町村は、まずは被災市町村自らで対応を図り、対応できない場合は、広域化ブロック内の他市町村や民間事業者へ応援要請を行う。

（地域内連携）

広域化ブロック内の市町村間協力等でも対応できない場合、被災市町村は、尾張地域、西三河地域及び東三河地域の地域ブロック内の他市町村への応援要請又は県への調整・あっせん要請を行う。

（地域間連携）

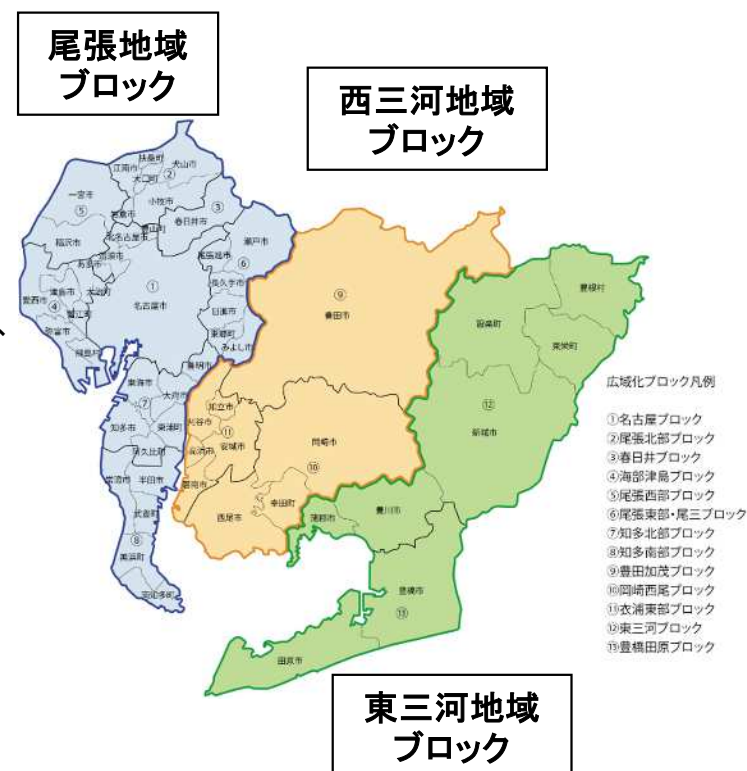
地域ブロック内の市町村間の協力でも対応できない場合、被災市町村は、他の地域ブロックの市町村へ応援要請を行うため、県へ調整・あっせんを要請する。

（他県への応援要請）

地域ブロック間の協力でも対応できない場合、被災市町村は、県又は市町村間の災害応援協定等による県外市町村に応援要請を行う。県は、応援要請を受けた際には、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づく他県による応援について、中部地方環境事務所及び中部ブロック各県と調整を行い、必要な支援を要請する。

（災害廃棄物処理支援員制度の活用）

県は、災害廃棄物処理支援員制度の活用について、環境省現地支援チームと連携し、支援員の派遣の必要性について被災市町村と検討し、必要と判断した場合、支援員が所属する地方公共団体に対し、派遣協力依頼を行う。



第2編 災害廃棄物等処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

ごみ・し尿の処理

【災害時における目標】

- 避難所の生活環境悪化を防止するため、発災の翌日にはし尿の収集を開始し、3～4日後には避難所ごみの収集を開始する。
- 特に、夏季は早期の取組が必要であることを認識し、迅速に収集を開始する。

〔ごみの推計発生量〕

単位:t/日

	発災前	発災1週間後	発災1カ月後
生活ごみ	5,600	5,000	5,400
避難所ごみ	—	600	200
合計	5,600	5,600	5,600

※ 生活ごみは、避難所からも発生すると想定される可燃ごみ及び資源ごみの合計と設定した。

※ 粗大ごみ等については、阪神・淡路大震災では、発災から3か月間で通常時の約3.3倍となっている。（本表の外数）

〔し尿の推計発生量〕

	発災前	発災1週間後	発災1カ月後
し尿の発生量	250 kL/日	4,200～4,800 kL/日	900～1,000 kL/日
想定必要台数	—	216台～413台	47台～95台
想定稼働台数	—	652台(し尿収集車両 70台、 浄化槽汚泥収集車両 582台)	

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

一般廃棄物処理施設対策

- 発災前には、市町村の一般廃棄物処理施設について、発災後の被災状況を想定した上で、施設における防災対策を進める。

〔処理施設における想定震度・想定浸水深〕

対象施設	施設数	処理施設の被災想定							
		想定震度				想定浸水深			
		6強	6弱	計	割合	1m以上	1m未満	計	割合
焼却施設	36	6	18	24	67%	0	0	0	0%
し尿処理施設	30	5	18	23	76%	0	0	0	0%
コミュニティプラント	20	3	18	21	100%	0	6	6	30%
粗大ごみ処理施設	20	5	9	14	67%	0	0	0	0%
資源化施設	37	5	20	25	66%	1	1	2	5%
最終処分場	49	11	24	35	73%	1	3	4	8%
合計	192	35	106	141	73%	2	10	12	6%

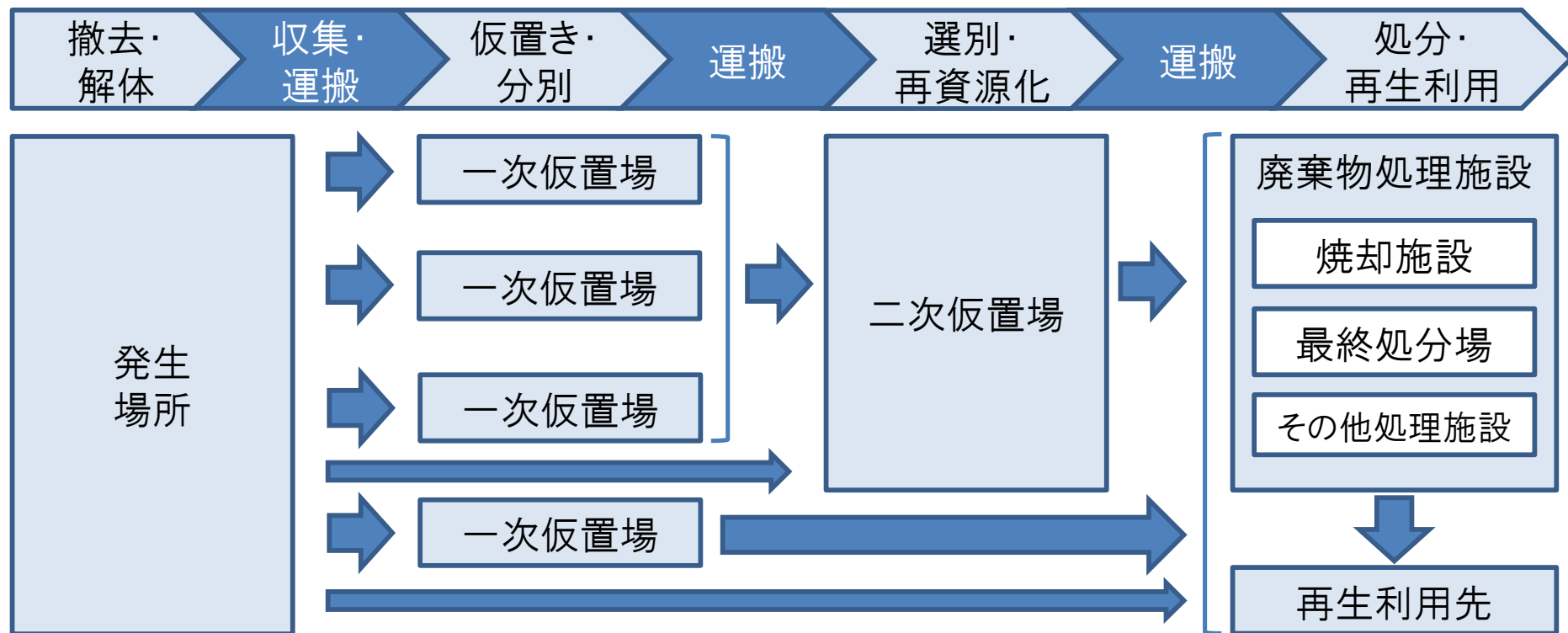
東日本大震災では、震度6弱で最大約1か月間、震度6強で最大約4か月間、焼却施設が稼働停止となった事例がある

第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

災害廃棄物処理

【大規模災害時における目標】

- ❑ 住民が生活を営んでいる近傍にある災害廃棄物を速やかに（概ね半年以内）、全ての廃棄物を概ね1年以内に仮置場へ移動させる。
- ❑ 早期の復旧・復興のために、迅速な処理（概ね3年以内）を行う。



第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

仮置場

- ❑ 発災前に、災害廃棄物発生量を踏まえ、仮置場の必要面積の算定及び候補地の確保を行うとともに、仮置場の運営方法を整理する。
- ❑ 発災後は、発災翌日までには一次仮置場を設置し運営を開始し、被害の大きさに応じて、二次仮置場の設置・運営を行う。

〔仮置場の種類〕

名称	利用方法等	イメージ写真
一次仮置場	・被災家屋等からの廃棄物や、散乱した廃棄物を一時的に集積し、分別保管する ・重機等による粗選別を行う場合あり	
二次仮置場	・機械選別、再資源化等を行う ・仮設焼却炉を設置する場合あり	

第3編 本計画の推進・見直し

1 本計画の推進

- 市町村は、広域化ブロック会議や、一部事務組合に係る会議、地区ごとの清掃会議等の既存の会議も活用して、広域化ブロック・地域ブロックでの連携を進める。
- 県は、市町村における災害廃棄物対策や広域的な連携による取組について、技術的な支援を行う。

2 人材育成・訓練

- 県は、市町村、関係団体も含めて訓練や講習会等を通じて人材の育成等を図る。
- 市町村も、定期的な連絡体制の確認や伝達訓練とともに、仮置場や一般廃棄物処理施設、その他処理技術面の向上を図るため、研修会、机上訓練、実地訓練等を実施する。

3 本計画の見直し

- 概ね5年を目途として本計画の見直しを行う。
- また、国の対策の見直し、大規模災害による対策事例、訓練の実施結果等により、見直しの必要が生じた場合は速やかに改訂を行う。

市町村としての対応

- 原則として一般廃棄物である災害廃棄物について、その処理の責任を担う。
- 一部事務組合を構成している場合、計画に役割を明示する。
- まずは自らで対応を図り、対応できない場合は、広域化ブロック内の他市町村や民間事業者へ応援要請を行う。
- 被災の程度が軽い市町村や政令指定都市、中核市は、積極的に協力・支援する。
- 住民へ広報すべき情報及びその具体的内容の整理を行うとともに、情報の種類等に応じて、マスコミへの報道発表やインターネット、防災行政無線放送、広報車、ケーブルテレビ、コミュニティFM、ソーシャルメディア、避難所・掲示板への貼紙、広報誌等の情報伝達方法を整理する。
- 他県被災地への協力・支援を積極的に行うことを通じて、自らの災害廃棄物処理に係る対応力の向上に努める。

民間事業者としての対応

- 県と協定を締結している廃棄物関係団体等においては、災害廃棄物処理や資材確保に係る要請に協力できるようにする。
- 災害時の要請に対応できるように、平常時から準備を実施する(訓練への参加含む)。
- 市町村における処理困難物について、相談を受けられる体制を準備する。
- 団体内における災害時連絡体制や各事業者の役割をあらかじめ構築する。

「愛知県災害廃棄物処理計画」の全文、概要版、参考資料は以下のURLからダウンロードできます。

<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/FileInfo.aspx?ID=134>



【問合せ先】

愛知県 環境局 資源循環推進課

電話 052-954-6234

E-mail junkan@pref.aichi.lg.jp